

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る 固定資産税及び都市計画税の軽減措置

中小企業庁HPより

軽減措置の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等^(注1)で、次の要件を満たす中小事業者等が認定経営革新等支援機関等^(注2)の認定を受けて市町村に申告した場合、固定資産税及び都市計画税の負担を2分の1又はゼロとする。

軽減措置の内容

適用対象者・要件 ●中小事業者等(原則として業種限定せず)を対象。

令和2年2月～10月の任意の連続した3ヶ月間の売上が、前年の同期間と比べて30%以上減少している者。

●令和3年2月1日までに、認定経営革新等支援機関等^(注2)の認定を受けて各市町村に申告した者に限り適用。

虚偽の記載をした場合の罰則あり^(注3)。

対象資産 償却資産・事業用家屋

適用年度 令和3年度の課税分に限定

申告期間 令和3年1月4日～2月1日(申告期限) 郵送(2月1日当日消印有効)、電子(eLTAX)での提出も可。

申告期限後に提出されたものは、原則特例適用されませんのでご注意ください。

軽減割合

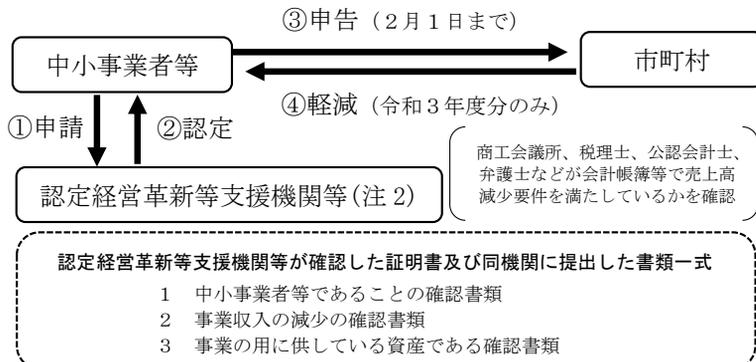
令和2年2月～10月の任意の
連続した3ヶ月間の事業収入の
前年同期比減少率

軽減割合

50%以上 全額

30%以上50%未満 1/2

軽減措置の流れ



(注1)「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円

以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人。

(注2) 税務、財務等の専門知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など。(注3) 固定資産税・都市計画税における他の申告制度と同様の罰則を設ける